

2017年12月26日 池田町役場

公民館使用許可取り消し問題についての

池田町・池田町教育委員会と町民と政党のつどい実行委員会 共同記者会見

共同記者会見におけるやりとりの詳報

記者 A

合意書では「通知書の撤回」ということだが、許可の取り消し自体の撤回ではなくて文書の撤回であるにとらえてよいか。

平林教育長

基本的には文書の撤回です。

記者 A

許可を取り消したのは社会教育法にあたるということだったから、取り消し自体の判断は間違っていないということによいか。

教育長

あの状況では適正だったと判断している。過去のことはなくすることはできないが、もう少し前向きな私たちということで実行委員のみなさんも合意をいただきましたので、当時は適切だったという判断をしながら、先に向かってどうあるべきかを考えていくというのが今回の主なスジだ。

記者 A

今回の教訓を新しくできる地域交流センターに生かすと書いているが、具体的に今回の教訓とは何か。

教育長

まず法令遵守。通知書に法令を記入しなかったことは行政として責任がある。あとは理解していただくための職員の粘り強さ。確認文書はあくまで会をひらいていただくことを前提につくった。しかし、私たちの説明が至らず逆の方向に動いてしまった。これは本当に反省すべき点だ。これからは説明をしっかりとっていく。

記者 A

憲法・教育基本法を踏まえてと書いているが、具体的には？

教育長

今回は政治的なつどいだったが、社会教育法の目的にあるとおり公民館は政治的教養の場であるので、政治的な勉強をする会にはどんどん使ってほしい。多くみなさんに使って貰えるように広い解釈をしていかなければいけないと考えている。23条よりも20条の政治的教養の場ということを大事にしていく。

記者 B

社会教育法の解釈には双方に大きな相違が残っていると書かれているが、教育長としては23条についてどんなところに相違があると考えているか。

教育長

難しいところだが、私たちは政策的なものは与野党を問わずどんどん話し合いの場としてやっていただきたい。ただチラシのような相手を攻撃するようなところがあったときに、スタート時点で対応をお聞きして、あくまで教養の場としての集会になるように話し合っていく。その判断ができればそれでよい。

記者 B

倒閣のような表現はいまでもよくないと今でも考えているのか。

教育長

そこは簡単には答えられないが、これからの皆さんとの話し合いの中で、また私たち自身もっと国の考えも勉強しながら答えを出していきたい。

記者 B

同じような集会を開くということになるとまだ問題を感じているということか。

教育長

さきに話のでた27年の文科省通達もあるので、その内容をよく勉強し具体的に考えていきたい。

記者 C

地域交流センターについて8月29日の会見では、事前にチラシなどをあらためて判断するという話があった。これは検閲にあたるのではないかという批判もあった。それについてはいかがか。

教育長

チラシについては私たちは強要するつもりはありません。申請していただく内容に、私たちが理解出来ない内容があればそれをお聞きする、もしそのときにチラシ等作成してあって提出いただけるものがあればいただくというように考えていきたい。

記者 C

検閲ではないと。

教育長

検閲はこれまでもやっていませんし、するつもりはありません。

記者 D

政治的な話し合いをする場合、どうしても賛成の立場、反対の立場というように意見が分かれることがある。社会教育法の兼ね合いでどう考えるのか。意見がわかれるものについてはどちらの立場でも貸さないということか。

教育長

それぞれの考え方は自由であるので、大いに語り合っていただきたい。最初の時点でどういう目的かというところを大事にして、政治的な教養を高めるものであるかどうかで判断していきたい。

記者 D

実行委員会は社会教育法についてどう考えているのか。協議で解決したことについてどのように考えているか。

実行委員会 牛越事務局長

社会教育法第 23 条については昨年 12 月の段階では条文の内容すら知らなかった。(公民館の使用がこの社会教育法に抵触するのかなど) 夢にも思わなかった。その後調べていく中で全国的にさまざまな動きがあるということがわかった。私自身は社会教育法は条文通り、公民館が守らなければならない条文だと考えている。それをどのように運用していくのかは残っている。それらについて町と協議しながら、よりよい町民が使いやすいような内容に高めていけたらいい。

協議については、池田町にもいいところがあると思われるように、今後ともすすめて高めていきたい。

記者 C

今後全く同じような政治的内容で申請が出された場合はどうされるか。

教育長

野党の皆さんが集まっても、それがあくまで政治的な学習の場であれば問題ない。

記者 C

同じようなチラシであれば、貸して貰えないということか。

教育長

内容をよく判断させていただきたい。今回は私たちも不慣れで確認書という形にしたことで、最初のボタンの掛け違いがあった。最終的には文書ではなくて、何をやるのか内容について判断していく。

記者 C

やっぱり貸さないということか。昨年の集会は学習の場ではないのだろう。次の選挙で野党に頑張ってもらいましょうということなら、学習ではないと判断されるのではないか。

教育長

それはケース・バイ・ケースだ。その場になってみないとわからないが、あくまで公民館長の判断による。基本的には町のみなさんに使っていただけるようにしたい。

記者 B

その場になってみないとわからないということであれば、今回の合意は意味があるのか。

教育長

あると思う。話をすればするほど中身が濃くなる。23条については合意には至っていないが、これから話し合いをする中で合意はできると考える。

記者 B

同じような申請があった場合今度は正しい手続きを経て出来なかったが、今後は解釈も踏まえて正しく手続きを進めるということか。

教育長

ちょっと違うかな。私たちの願いはあくまで確認をいただいて公民館を使っていただきたいということが出発点。お互いに了解ができるように話し合いの場をもって借りていただくということだ。貸さないということではない。確認書もうまく説明できなかったために、同意をいただけなかった。そのために貸さない判断になったが、スタートは貸すことが前提であった。

記者 B

あの時点で判断をした理由は何だったのか。

教育長

私たちが考えている学習の場と違った表現であったこと。

記者 B

具体的にはどの文言か。

教育長

当時の判断だが、「自公政権の暴走を止め、安倍内閣を退陣させよう」という表現。これはあくまで文書による判断だ。

記者 B

いまでもそういう判断か。

教育長

何ともいえないが、実際にどういう話をされるのかということをよく確認したい。今回はそのあとの話し合いがなかなかできなかったので、今後このような話がでたときには確認させていただく。その上で政治的な教養の場にふさわしいものならどうぞということになる。

記者 B

政治的に倒閣を訴えるような集会としては使わせないということか。

教育長

内容をよくお聞きして判断したい。今回も学習の場としての話し合いの意味が強かったと思うので、そのように理解していきたい。

記者 B

牛越さんは今の教育長の話をどう聞いたか。

牛越事務局長

(チラシを見せて) これが一枚だけだが、私たちのチラシだ。新聞折り込みにするということではなく、町の内外の人たちに手渡しをした。「自公政権はもうごめん」「総選挙を野党共闘で勝利しましょう」とは書いてあるが、これは私たちの主張だ。このことをもって、

それがあるから政治的に偏っているから公民館という公共の場を貸さないのは納得できない。チラシには、「安保法制、憲法改正、沖縄などの平和問題、TPP、原発、年金、消費税など国民生活に不安をもつ・・・」ということで、次の総選挙を準備しようというのが会の目的だった。町民のみなさんに広く集まっていただきたいということでチラシをつくった。これだけが問題なら何もできないことになる。

記者 B

社会教育法 23 条についての違いの部分ですね。

教育長

結論は何ともいえないが、今回は内容をしっかり理解できなかったことが一番の問題だった。前向きの姿勢で、気持ちよく公民館をつかっていただきたいと考えている。

記者 B

今はある一定の政治的な勢力に対する攻撃的なものについては駄目だという認識なんだが、今後はそのことについてさらに話し合っていくということか。

教育長

今は政策的な学習の場としてほしいとしかいえない。

記者 C

反社会的な勢力とか過激な団体とかは駄目だが、普通の団体なら内容をよく調べなくても普通は貸すことができるんじゃないですか。内閣を否定するものは駄目よとなれば民主主義を否定するものですよ。

教育長

今回いろいろ反省すべき点があるので、これから規則等も直しながら公民館を使いやすいものにしていく。

記者 A

町民の人に使って欲しいという願いはわかったが、現状でも町教委の社会教育法についての認識は変わっていないし、実行委員の方でも変わっていない。これが積み残された課題だと考えていいのか。

実行委員会では合意の立場をどうみているのか。

牛越事務局長

昨年12月5日に抗議と要請を行った。そのときから、不当処分の撤回と謝罪を求めてきた。今回基本的に今日それが実現した。社会的に見れば、撤回というのは処分そのものがなくなったということだ。それが常識だと理解している。食い違いはあるので、時間をかけて埋めていきたい。

記者 A

教育委員会は開かれた公民館と繰り返し話しているが、出発点であった核心的な部分はまだ残っている。どういう姿勢で今後公民館を運営していくのか。

教育長

基準はまず借りていただきたいということ。双方の相違点がある場合は話し合いをして理解を深めるということ。規則もできるだけ開かれたものにしていく。

記者 A

現状では、社会教育法についての「政治的な利害」についての部分を改善していくのかどうかはまだ決まっていないということか。

教育長

まだ決まっていないですね。これから検討していきたい。

実行委員会 松澤

教育長の言葉の中に、「政治的教養」というのがあります。教養の幅は非常に広いので、事前に双方で誤解のないように意思疎通しながら、その幅の中で解釈するという今回の教育委員会の立場というのは、我々が受け付けではねられたようなものではなくて、一党一派のために公民館を利用するものでなければ、教養の幅の中で認めるとおっしゃっていると理解しているのだが。

記者 A

同趣旨のことを同じ団体か別団体かが申請した場合に、同じようなチラシがでてきても、幅として認めることはあるのかどうか。

教育長

可能性はあると思います。運用の幅を広くしたいということだ。

実行委員会 村端

8月の説明会の折に、公民館長から規定案が出され、検閲をするんじゃないかという話があ

りました。あれはあくまで案であって、これからの議論の前提にしない、白紙に戻すと教育委員会とも合意している。具体的な規定案については今後の議論になるということです。ただ、その規定もつどい実行委員会と教育委員会とですべて決定するなどということは考えていませんし、出来るはずもない。教育委員会の案に従って、町民の意見も聞きながら、当然私たちも議論に加わって決めていくことになる。

記者D

教育長の口からもそのことを。

教育長

29日のことは、そういうことです。

以上